

さくら市再犯防止推進計画



令和3年4月
さくら市

はじめに

近年、全国的に刑法犯認知件数は減少していますが、検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、令和元年は、調査を開始した昭和47年以降、過去最高となった前年と同じく48.8%となりました。

平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止に関する施策を策定し、実施することが責務とされました。

このような背景のもと、罪を犯した人が社会復帰後に安定した生活を送ることができるよう、本市が取り組む施策の方向性を示すものとして「さくら市再犯防止推進計画」を策定しました。

罪を犯した人の中には、高齢、障がい、住居や就労先がなく生活が困窮しているなど、様々な困難や課題を抱えている人がいます。そのような人が再び罪を犯すことのないよう立ち直りを支え、社会や地域に受け入れることにより罪のない人への犯罪による被害を防ぎ、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現につながると考えております。

また、本市には矯正施設である「喜連川社会復帰促進センター」や「喜連川少年院」があり、矯正施設が所在する自治体で構成された「矯正施設所在自治体会議」が令和元年6月に発足いたしました。本市はその役員として、再犯防止施策の推進等について積極的に情報交換を行っているところです。

今後は本計画に基づき、関係機関や更生保護関係団体等と連携を深め、市民の皆様と一体となって、罪を犯した人の円滑な社会復帰を支援していくとともに、市民の皆様が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきましたさくら市再犯防止推進計画連絡会議の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位並びに市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和3年4月

さくら市長 花塚隆志



目次

I	計画の概要	
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の対象者	3
4	計画の期間	4
5	計画の策定及び推進体制	5
II	計画の基本方針・重点施策	
1	基本方針	6
2	重点施策	7
III	施策の推進	
	重点施策1 就労と住居の確保	8
	重点施策2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	11
	重点施策3 学校等と連携した修学支援、非行防止の取組	13
	重点施策4 広報・啓発活動の推進	15
	重点施策5 民間団体・関係機関等との連携強化	16
	参考資料【さくら市の矯正施設】	
	喜連川社会復帰促進センター	18
	喜連川少年院	22
	さくら市再犯防止推進計画連絡会議設置要綱	25
	用語説明	29

I 計画の概要

1 計画策定の目的

我が国の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに 17 年連続で減少し、令和元年には戦後最少を更新しました。

一方で、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は、近年上昇傾向にあり、令和元年には 48.8%と、調査開始（昭和 47 年）以降、平成 30 年に並び過去最高となりました。

平成 19 年版犯罪白書によると、昭和 23 年から平成 18 年までの間に刑が確定した人のうち、100 万人を無作為に抽出し、犯罪の傾向等について調査分析を行いました。抽出した事件について、犯罪者別で見ると、初犯者が 71.1%であるのに対して、再犯者は 28.9%でした。また、これをそれぞれが起こした事件の数で見ると、初犯者による事件は 42.3%であるのに対して、再犯者による事件は 57.7%となっています。

つまり、我が国では、約 3 割の再犯者により約 6 割の犯罪が行われているのが実情です。

また、犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいがある、薬物等の依存症がある、十分な教育を受けていないなど、立ち直りに多くの困難を抱え、犯罪を繰り返している人たちもいます。

このようなことから、国において、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、平成 30 年度から 5 か年の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（以下「国再犯防止推進計画」という。）が策定されました。

また、栃木県においては、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする栃木県再犯防止推進計画を令和 2 年 2 月に策定しました。

再犯防止に関する取組は、国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成のため、日本政府が策定した「SDGs 実施指針」の 8 つの優先課題の一つである「平和と安全・安心社会の実現」に資するものです。

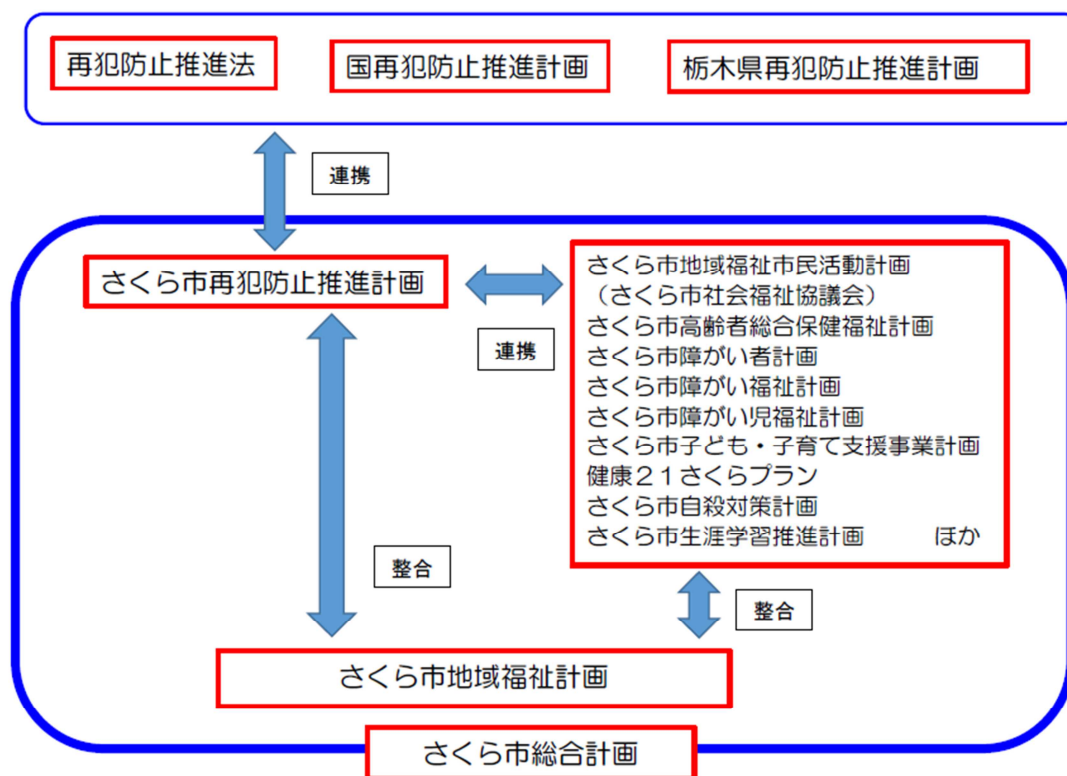
本市においても、現在の取組を踏まえ、本市の支援や取組の方向性を示すものとして再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画である「さくら市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の皆様が安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画として、「さくら市再犯防止推進計画」を策定します。

なお、本市では、「さくら市地域福祉計画」のほか、福祉に関する分野別計画など各種計画が策定されています。

この計画は、「地域共生社会の実現」を目的とする福祉に関する分野別計画をはじめ、関連する各種計画と調和のとれたものとして策定しています。



3 計画の対象者

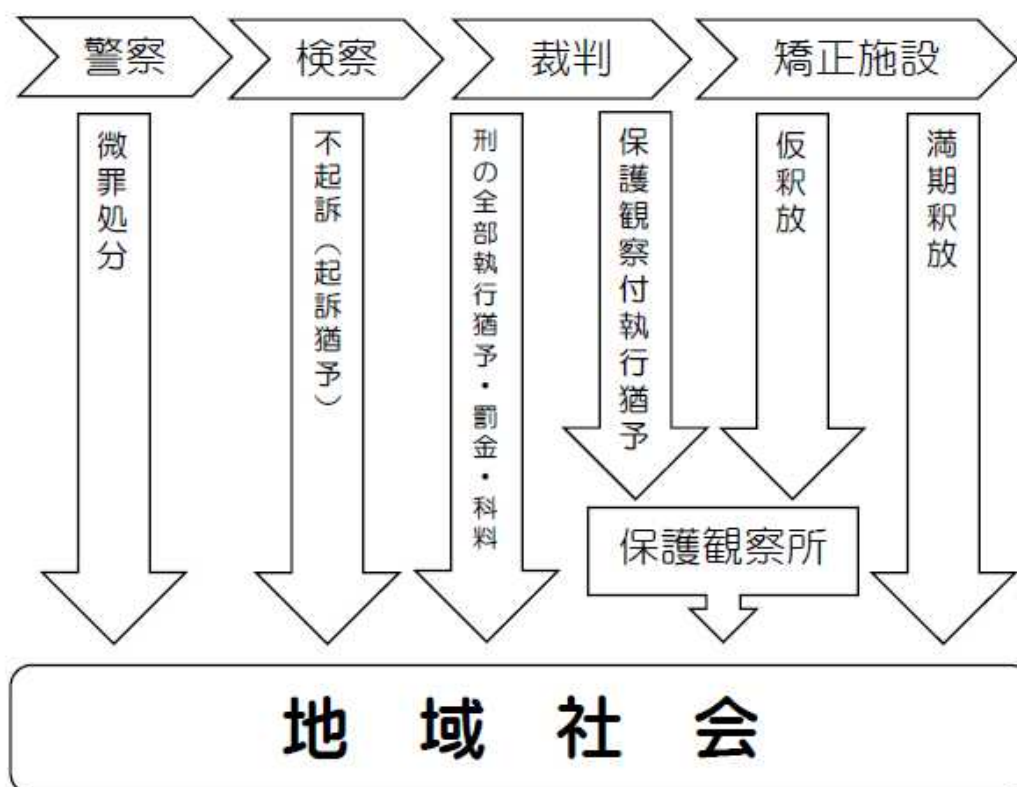
再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」とします。

「犯罪をした者等」とは犯罪をした者又は非行少年、非行少年であった者と規定されており、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の退所（退院）者に限定されていません。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれています。

犯罪をした者等の全てが矯正施設に入所することはありません。保護観察官や保護司が更生に向けた指導や支援を行う保護観察についても、全員が対象となることはありません。

犯罪をした者等の多くは矯正施設に入所することなく、刑事司法手続きの様々な段階において地域社会に戻り、犯罪行為をする前と同様の社会生活を送ることとなります。

【刑事司法手続と地域に戻るイメージ(成人の場合)】



4 計画の期間

犯罪をした者等に対する本市の支援や取組の方向性を示すものとして策定し、計画期間は特に定めず、社会情勢の変化や、再犯防止推進法、国・県計画の見直しの状況等を踏まえ、随時改定できることとします。

【各計画の計画年度】

計画の名称	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
さくら市総合計画	第2次基本構想(10年)・前期基本計画(5年)			第2次基本構想(10年)・後期基本計画(5年)				
さくら市地域福祉計画	第2次				第3次			
さくら市地域福祉市民活動計画	第2次					第3次		
さくら市再犯防止推進計画			策定	→				
栃木県再犯防止推進計画			5年間					
国再犯防止推進計画	5年間							

5 計画の策定及び推進体制

本計画の策定にあたり、更生保護関係などの民間団体や地域の方々、国の関係機関など幅広い方々からのご意見を反映するため、「さくら市再犯防止推進計画連絡会議」を設置しました。また、多くの市民の意見を反映した計画にするため、パブリックコメントを実施しました。

さくら市再犯防止推進計画連絡会議では、計画の策定のほか、計画の推進、進行管理も行います。

【さくら市再犯防止推進計画連絡会議】



【計画策定経過】

時期	区分	内容
令和元年 8 月	さくら市再犯防止推進計画連絡会議 設置	市内矯正施設及び関係機関等との情報交換及び協働で実施できる事業等について協議（第 2 回を令和元年 10 月、第 3 回を令和 2 年 1 月に開催）
令和 2 年 10 月	さくら市再犯防止推進計画連絡会議設置要綱の制定	所掌事務等について明文化
令和 2 年 11 月	第 1 回幹事会	計画素案の検討
令和 2 年 12 月	第 1 回連絡会議	計画素案の作成
令和 3 年 1 月	庁議、議員全員協議会	計画素案の報告
令和 3 年 2 月	パブリックコメント	市政への意見提出手続き
令和 3 年 3 月	第 2 回幹事会	計画原案の検討
令和 3 年 3 月	第 2 回連絡会議	計画原案の作成
令和 3 年 4 月	議員全員協議会	計画原案の報告
令和 3 年 4 月	計画策定	市ホームページ等にて公表

II 計画の基本方針・重点施策

1 基本方針

国再犯防止推進計画では、再犯防止推進法第3条に掲げられた基本理念を踏まえて、国の目指すべき方向・視点として5つの基本方針を設定しています。

本市においても、国及び栃木県と連携して施策を推進するため、この5つを基本方針とします。

【国再犯防止推進計画「基本方針」】

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、国・県・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行う。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- 5 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていく。

【再犯防止推進法第3条「基本理念」の概要】

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

2 重点施策

犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるよう支援することにより、市民の犯罪被害を防止し、誰もが安全・安心で快適に住み続けることのできる「地域共生社会」の実現に向け、次に掲げる重点施策を推進します。

【重点施策】

- 1 就労と住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援、非行防止の取組
- 4 広報・啓発活動の推進
- 5 民間団体・関係機関等との連携強化

Ⅲ 施策の推進

重点施策1 就労と住居の確保

1 就労の確保

(1) 現状と課題

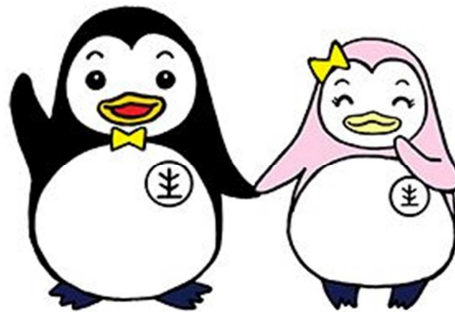
全国で、刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であり、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯のリスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

協力雇用主は、令和2年10月1日現在、全国で24,213社、建設業が過半数を占めています。栃木県では489社、本市では6社という状況です。

(2) 今後取り組む施策

No.1 刑務所出所者等に対する就労支援	国、保護司会、保護観察所、ハローワーク（栃木労働局）、栃木県就労支援事業者機構、とちぎジョブモール等の関係機関が行う取組への協力を努めます。 矯正施設における刑務作業や職業訓練の充実への協力を努めます。
No.2 新たな協力雇用主の開拓・確保	【企業等に対する広報・啓発】 新たな協力雇用主の開拓・確保に向け、企業等に対して制度等の広報・啓発を行います。
	【多様な業種での協力雇用主確保に向けた広報・啓発】 協力雇用主の業種に偏りがある現状を踏まえ、多様な業種での協力雇用主の確保を図るため、企業等に対し、制度の広報・啓発を行います。
No.3 犯罪をした者等を雇用する企業等への措置等	【市による雇用】 犯罪をした者等の雇用を推進するため、県や他市の取組を参考に、市が行う業務での雇用を図ります。
	【協力雇用主の受注機会の増大】 協力雇用主に関する優遇措置については、入札参加資格審査等の本来の目的である確実な調達、成果物の品質確保、健全な業者・業界の維持・育成等に支障がない範囲で、拡充に努めます。

<p>No. 4 障がい者・生活困窮者等に対する就労支援の活用</p>	<p>犯罪をした者等のうち、障がいのある者等への就労支援は、障害福祉サービス等を活用しながら、また、障害者就業・生活支援センターと連携しながら就労を支援します。</p> <p>犯罪をした者等のうち、生活が困窮している状況の者に対しては、生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金等の各種支援資金、生活保護制度等を活用しながら、ハローワークや生活困窮自立相談の窓口である市社会福祉協議会等との連携により就労を支援します。</p>
<p>No. 5 高齢者に対する就労支援等の活用</p>	<p>犯罪をした者等のうち、60歳以上の勤労意欲のある健康な者には、シルバー人材センターによる就業機会確保のための取組に協力します。</p> <p>また、高齢者の生きがいつくりと、個々が有する能力を活かした社会参加を促進するため、有償型・無償型のボランティアなど、多様な活躍の場の情報提供を行い、支援します。</p>



ホゴちゃん

サラちゃん

【更生保護マスコットキャラクター】

2 住居の確保

(1) 現状と課題

全国で、刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で重要な要素です。

(2) 今後取り組む施策

No.6 地域社会における 定住先の確保	<p>【市営住宅への入居】</p> <p>犯罪をした者等や支援を行う機関等に対して、市営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、紙媒体やホームページ等を活用し、届きやすい情報の提供に努めます。</p> <p>また、必要に応じ県や県住宅供給公社と連携し、県営住宅の募集状況等について情報の提供に努めます。</p>
	<p>【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の促進】</p> <p>民間賃貸住宅の所有者等に対し、新たな住宅セーフティネット制度（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の周知を図り、入居可能な住宅の登録を推進します。</p> <p>保護観察対象者等や支援を行う機関等に対して、新たなセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の入居に関する問い合わせ先や募集状況等について、紙媒体やホームページ等を活用し、届きやすい情報の提供に努めます。</p>
	<p>【地域生活定着支援センター、保護観察所等への協力】</p> <p>矯正施設出所後に、自立した生活を営むことが困難な高齢者や障がい者等に対し、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等が行う社会福祉施設やアパート等の受け入れ場所を確保するための調整に協力します。</p>
	<p>【住居確保給付金の活用】</p> <p>一旦就職しても、離職等により、家賃が払えず住居を失う恐れがある人に対して、求職活動を行うなどの条件を満たす場合、一定期間、住居確保給付金を支給し、住居及び就労の機会の確保に向けた支援を行います。</p>

重点施策2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

1 高齢者・障がい者等への支援等

(1) 現状と課題

全国で、高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

高齢者、障がい者等が必要な福祉サービスに繋がらずに、犯罪を繰り返すこともある状況です。

(2) 今後取り組む施策

No. 7 保健医療・福祉サービスの提供	保健医療・福祉サービスは、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供されます。保健医療・福祉サービスを必要としている人が犯罪をした者等であるか否かを把握することは難しいため、保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会等との連携を強化し、日常生活における福祉的支援を進めます。
No. 8 地域生活定着支援センター、保護観察所及び矯正施設への協力	高齢、障がい又は生活の困窮により自立した生活が困難な矯正施設出所者等が、出所後直ちに福祉サービス等の利用が必要な場合、地域生活定着支援センター、保護観察所及び矯正施設等が行う調整に協力します。 矯正施設の入所者に対する各種指導等への関係機関・団体の参画や施設職員に対する研修等への協力を努めます。
No. 9 地域福祉計画との連携	さくら市地域福祉計画を見直す場合は、再犯防止を推進する観点から、犯罪をした者等のうち、福祉等の支援が必要な高齢者又は障がいのある者等が、地域での生活が可能となる施策を位置付けます。

2 薬物依存を有する者への支援等

(1) 現状と課題

全国で、覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超えているほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられます。

市内には薬物依存症の治療拠点機関や回復支援施設等がなく、犯罪をした者等の治療及び薬物依存からの回復を図るには、矯正施設、保護観察所、医療機関、保健所、更生保護施設、民間支援団体等の各機関が、連携して支援を行う必要があります。

(2) 今後取り組む施策

No.10 地域の支援体制の構築	【薬物依存の相談支援体制の充実】 県、精神保健福祉センター、保健所及びその他相談機関において、関係機関や民間支援団体と連携しながら、薬物依存に関する個別相談、薬物依存症者の家族支援、ダルク、NA（ナルコティクスアノニマス）等自助団体や専門医療機関の紹介等の支援を行います。 【自助グループ、保護司及び民間支援団体等との連携】 薬物依存症者及びその家族に対する支援において、当事者及び家族のグループや保護司、民間支援団体との連携は重要であるため、連携体制の構築やその活動の支援を行います。
No.11 薬物乱用防止の普及・啓発	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等を通して、市民の薬物乱用問題に関する認識を高め、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

重点施策3 学校等と連携した修学支援、非行防止の取組

1 学校等と連携した修学支援の実施、非行防止取組等

(1) 現状と課題

我が国では、ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で平成28年度の少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、平成28年度の少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の問題、虐待や発達課題、有害環境等、児童生徒を取り巻く様々な課題が複雑に絡み合っていると考えられます。

本市では、更生保護ボランティアにより、市内中学校及び高等学校の生徒・教職員に対し、社会を明るくする運動の一環として犯罪や非行防止のための啓発活動を行っています。

(2) 今後取り組む施策

No.12 児童生徒の修学 支援等	【学校での取組】 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、非行の防止、いじめや不登校への対応等、相談支援体制の充実を図ります。
	【学校内外での連携】 家庭教育オピニオンリーダー、地域教育コーディネーター等で構成するさくら市家庭教育支援チームによる子育て環境の充実に取り組みます。 生活困窮家庭に対する学習支援の取組を推進します。 コミュニティ・スクール、ボランティア、地域住民等の関係団体等と連携し、社会奉仕活動への参加等、児童生徒の状況に応じた立ち直りの支援に取り組みます。 県子ども・若者総合相談センターポラリス☆とちぎと連携し、不登校やひきこもりなど様々な悩みに対する支援に取り組みます。

<p>No.13 児童生徒の非行の未然防止</p>	<p>【学校での取組】</p> <p>問題行動の見られる児童生徒を含め、児童生徒への学校の関わり、働きかけ等に努めます。</p> <p>児童生徒が社会のルールを守ることの重要性を自ら考える機会を作り、規範意識の向上を図ります。</p> <p>児童生徒が薬物に対して正しい知識を持ち、適切な行動ができるような啓発に取り組みます。</p> <p>教員の薬物に関する指導力の向上を図るための研修等に取り組みます。</p>
	<p>【学校内外での連携】</p> <p>保護司、地域住民、コミュニティ・スクール、青少年センター、ボランティア、児童相談所等の関係機関と連携し、問題行動の見られる児童生徒を含め、学校と情報共有を図りながら児童生徒への関わり、働きかけ等に努めます。</p> <p>「社会を明るくする運動」等を通じて、保護司と地域・小中学校との連携・協力体制づくりを進めます。</p> <p>さくら警察署と学校との間で情報共有を図りながら、児童生徒の非行や犯罪被害の未然防止を図ります。</p> <p>スクールソーシャルワーカーによる学校内外の連携支援を促進します。</p> <p>何らかの困難を抱える家庭の児童生徒に対し、学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携し、家庭や学校とは別の学習の場として「適応支援教室「つばさ」」や「学びなおし寺子屋」での支援を行います。</p> <p>効果的な非行防止のため、喜連川少年院、うつのみや法務少年支援センター（宇都宮少年鑑別所）の専門機関との連携を図ります。</p>

重点施策4 広報・啓発活動の推進

1 広報・啓発活動の推進

(1) 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰のためには、本人の更生を支援するだけでなく、地域で孤立することがないように、周囲の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

7月を強調月間とする「社会を明るくする運動」を推進し、犯罪や非行、再犯の防止について、広報・啓発活動を行っています。

また、再犯防止推進法第6条には、国民の間に広く再犯の防止についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められています。

(2) 今後取り組む施策

No.14 「社会を明るくする運動」の推進	「社会を明るくする運動」を推進します。 特に、強調月間である7月は、再犯防止啓発月間でもあるため、市民が再犯の防止と立ち直りの支援に対する理解を深め、関心を持つことにつながる広報・啓発を行います。
--------------------------	---

○社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、昭和26年に始まり、令和2年度に70回目を迎えました。

本市では、塩谷保護区保護司会さくら支部、さくら市更生保護女性会、塩谷地区BBS会さくら市支部の皆さんが、街頭啓発活動や中学校での更生保護についての講話を行っています。



重点施策5 民間団体・関係機関等との連携強化

1 民間協力者の活動の促進等

(1) 現状と課題

再犯防止等の取組は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティアにより支えられていますが、近年、担い手の確保が課題となっています。

本市をはじめとする塩谷地区の二市二町の保護司で構成する塩谷保護区保護司会では、保護司の活動拠点である「更生保護サポートセンター」が市内に1施設あります。

(2) 今後取り組む施策

No.15 ボランティアの活動に関する広報の充実	犯罪をした者等の立ち直りを支援する環境を醸成するとともに、ボランティアの担い手確保のため、ホームページ等を活用し、更生保護ボランティアの活動に関する広報を充実させます。
No.16 ボランティアの活動に対する支援の充実	社会を明るくする運動及び再犯防止の広報・啓発活動を通じて、市有施設の減免での貸出しなど、更生保護ボランティアの活動を支援します。

○さくら市で活動する更生保護団体

本市の更生保護団体には、塩谷保護区保護司会さくら支部、さくら市更生保護女性会、塩谷地区 BBS 会さくら市支部があります。

各団体の皆さんは、犯罪をした者等の改善更生の援助や、犯罪や非行のない地域社会の実現等のため、社会を明るくする運動や研修会、施設訪問等の活動をしています。



2 関係機関との連携強化

(1) 現状と課題

本市には、矯正施設である喜連川社会復帰促進センター及び喜連川少年院があります。両施設とも被収容者の社会性の向上や規範意識を高めることを目的に、社会貢献活動の一環として公園等の公共施設の美化作業等を行っています。

また、喜連川社会復帰促進センターでは、矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得るため、毎年、矯正展を開催しています。

その他、児童自立支援施設である国立きぬ川学院があります。平成13年度からは学齢児への学校教育実施のため、氏家中学校卵の花分教室が設置されています。

再犯防止等の取組は、これまでも刑事司法関係機関において実施してきましたが、本市においては犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応や支援のノウハウ、知見が十分ではありませんでした。そのため、令和元年度に市内矯正施設や県内関係機関、更生保護ボランティア等で組織する「さくら市再犯防止推進計画連絡会議」を設置し、本市における再犯防止推進に向けた取組に係る情報交換を行っています。

(2) 今後取り組む施策

No.17 関係機関との連携強化	「さくら市再犯防止推進計画連絡会議」を継続し、本市での効果的な再犯防止の推進に向けた活発な情報交換を行います。 喜連川社会復帰促進センター、喜連川少年院、国立きぬ川学院及び関係機関の協力を得て、再犯防止推進のための各種事業を実施していくとともに、市民への矯正に関する周知促進のため、矯正展をはじめとする矯正施設や関係機関が実施する各種事業に協力します。
---------------------	---

参考資料【さくら市の矯正施設】

○喜連川社会復帰促進センター

平成19年10月、東日本で唯一のPFI手法（民間の資金やノウハウを活用し、効率的で良質な公共サービスの提供を行うもの）と構造改革特区制度（地方公共団体や民間事業者の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域（構造改革特区）を設け、地域経済の活性化を図る制度）を活用した新しいタイプの刑務所として運営を開始しました。

犯罪傾向の進んでいない受刑者を対象に、規律正しい生活のもと、刑務作業、出所後の就労に資する資格取得を目指した各種職業訓練（フォークリフト運転科、農業科、調理科、クリーニング科、介護福祉科など）、社会復帰に向けた各種更生プログラムを実施することにより再犯を防止し、社会に迎えられる「人材の再生」を目指しています。

また、センター内には、精神疾患又は身体に障がいをもつ受刑者などを収容する「特化ユニット」があります。ここでは、作業療法やリハビリテーション等の専門的なプログラムを実施することにより、社会適応力や身体機能を向上させ、改善更生の意欲を喚起するとともに、円滑な社会復帰を促すことを目指しています。



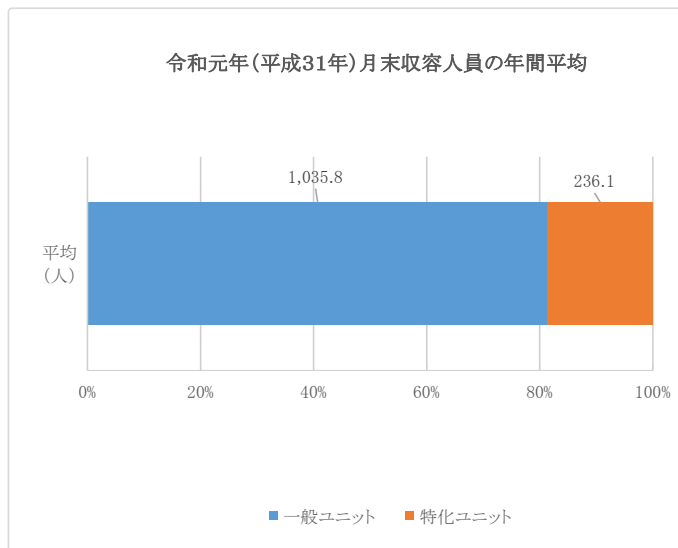
【施設の概要】

敷地面積	425,891 m ² （東京ドームの約9倍の広さ）
建築面積	85,333 m ²
収容定員	2,000人（精神疾患・知的障がいのある受刑者250人、身体障がいのある受刑者250人を含む）
収容対象者	犯罪傾向の進んでいない受刑者（男子）

I 喜連川社会復帰促進センター収容人員の推移

令和元年（平成31年）月末収容人員の年間推移・年間平均（単位：人）

	一般ユニット	特化ユニット	計
1月	1,020 (83.6%)	200 (16.4%)	1,220
2月	1,029 (83.1%)	209 (16.9%)	1,238
3月	1,041 (82.8%)	217 (17.2%)	1,258
4月	1,033 (82.0%)	226 (18.0%)	1,259
5月	1,048 (82.6%)	221 (17.4%)	1,269
6月	1,045 (82.2%)	227 (17.8%)	1,272
7月	1,037 (81.5%)	236 (18.5%)	1,273
8月	1,030 (81.0%)	242 (19.0%)	1,272
9月	1,025 (80.9%)	242 (19.1%)	1,267
10月	1,027 (79.7%)	262 (20.3%)	1,289
11月	1,031 (79.0%)	274 (21.0%)	1,305
12月	1,063 (79.3%)	277 (20.7%)	1,340
平均	1,035.8 (81.4%)	236.1 (18.6%)	1,271.8

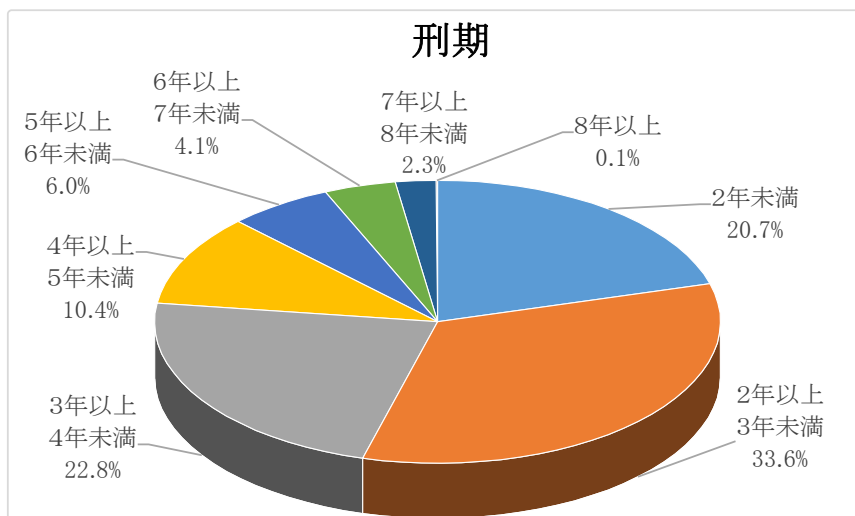


II 被収容者の特徴（令和元年12月31日値）

(1) 刑期（単位：（平均刑期 3年3月）

合計	2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上
1,340	277	450	306	140	80	55	31	1

注 当センターは、執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満の者を収容している。

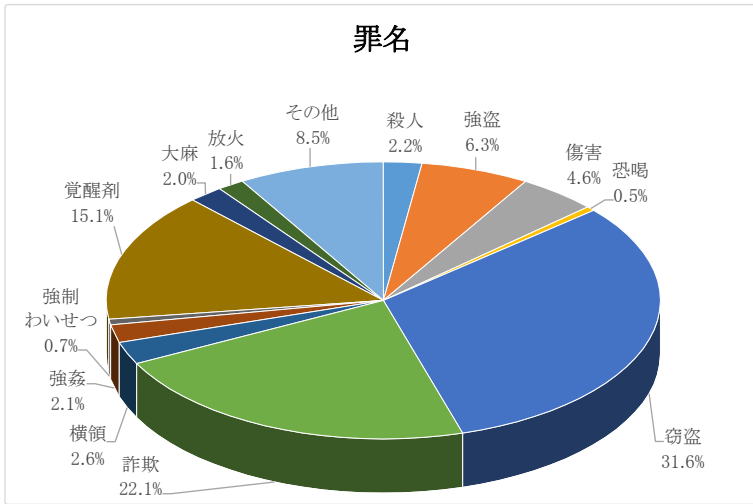


(2) 罪名 (単位:人)

合計	凶悪犯		粗暴犯		財産犯			性犯罪		薬物犯		その他	
	殺人	強盗	傷害	恐喝	窃盗	詐欺	横領	強姦	わいせつ	覚醒剤	大麻	放火	その他
1,340	30	85	62	7	424	296	35	28	9	202	27	21	114

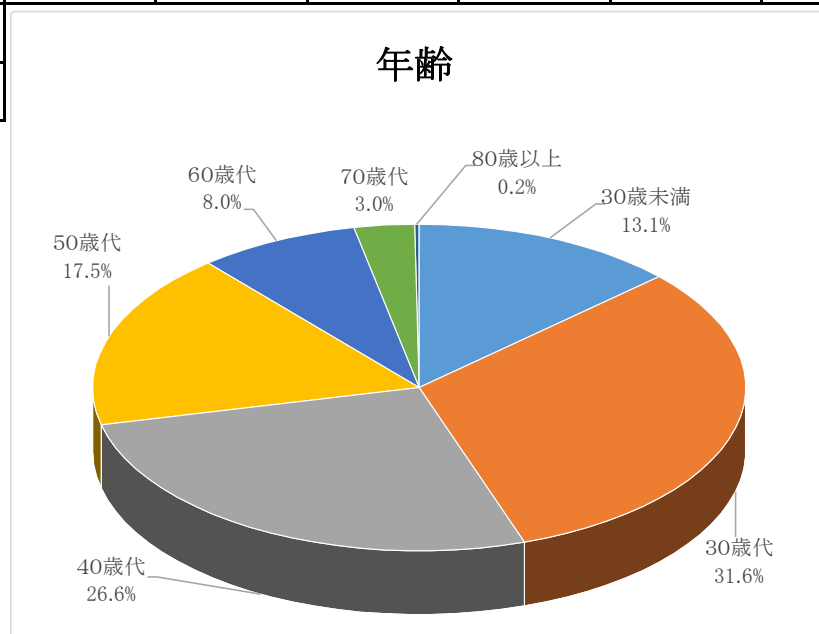
注1 全体に占める割合の内、1.0%未満の項目については、グラフにおいては「その他」に集計の上、表記している。

注2 殺人は殺人未遂を含める。強姦は、強制性交等に罪名が変更後、その他として計上している。



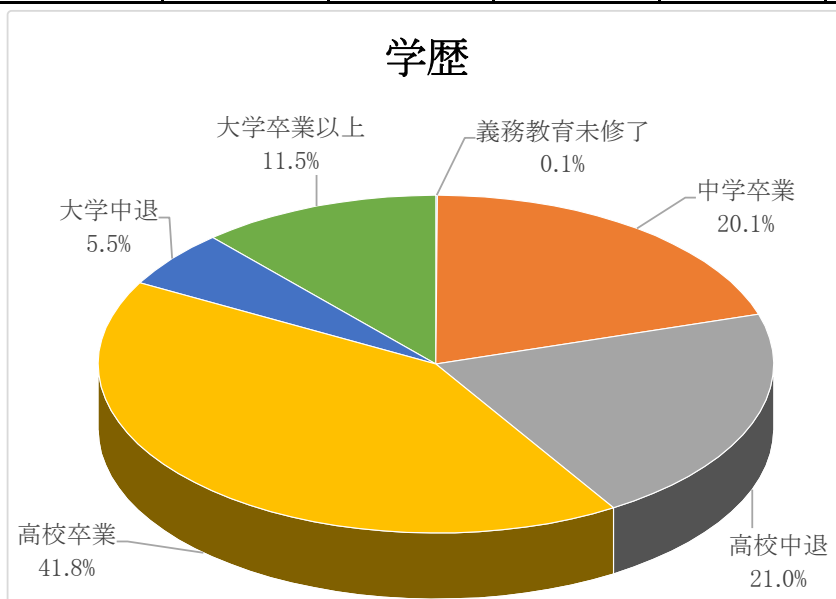
(3) 年齢 (単位:人)

合計	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1,340	176	424	356	234	107	40	3
平均年齢	43.1歳						
最高齢	85歳						



(4) 学歴 (単位: 人)

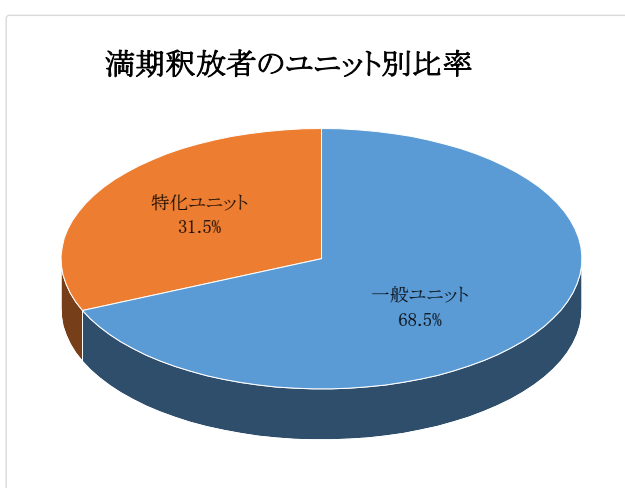
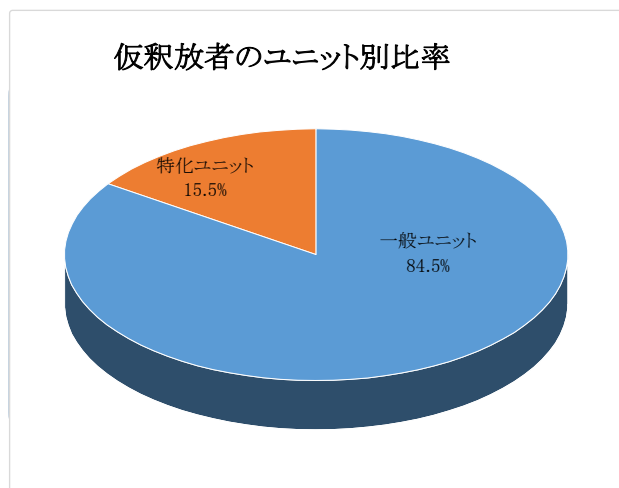
合計	義務教育未修了	中学卒業	高校中退	高校卒業	大学中退	大学卒業以上	その他 (専門学校等)
1,340	1	270	281	560	74	154	0



III 令和元年(平成31年)釈放状況

(1) 釈放人員と仮釈放率

	仮釈放	満期釈放	合計
一般ユニット	464	50	514
特化ユニット	85	23	108
合計	549	73	622



○喜連川少年院

喜連川少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容し、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図るための法務省所管の施設で、昭和42年にさくら市喜連川に開設されました。

当院の収容対象者は、義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題があるもので、教育内容としては社会適応を円滑に進めるための各種指導を実施する、「社会適応課程Ⅰ」と区分される矯正教育課程を有しています。東京都、埼玉県、神奈川県など、主に東京高等裁判所管内の家庭裁判所から送致された16歳5か月以上の男子少年を収容し、収容期間は在院者個々の状況によって異なりますが、標準的な教育期間は11か月です。

また、当院では、昭和49年から栃木県立宇都宮高等学校の御協力の下、少年院では全国で唯一の高等学校通信制課程を有するなどの取組も推進しています。さらに、円滑な社会復帰のため、修学・就労支援、帰住先の確保、医療・福祉関係機関との連携による支援など、社会復帰支援にも力を入れています。

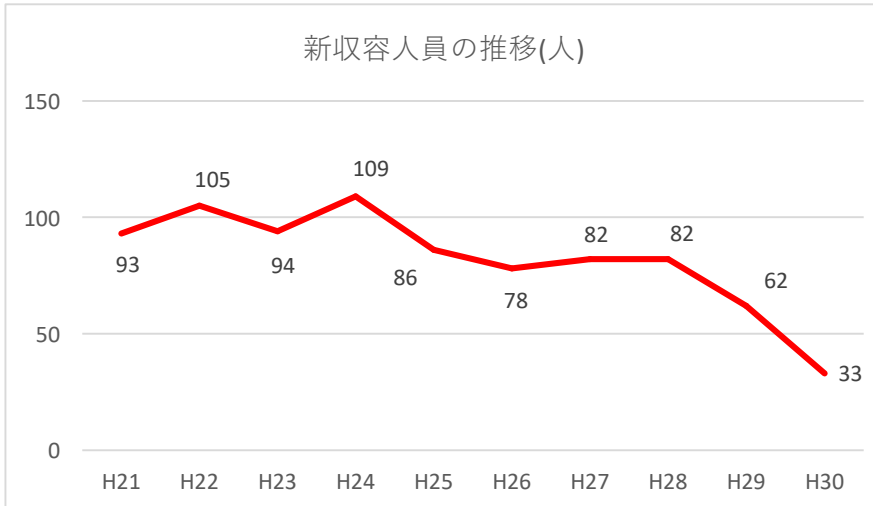
在院者は規律正しい生活を送りながら、生活指導、教科指導、職業指導、体育指導、特別活動指導などのさまざまな教育活動を通じて、在院時における生活をふり返り、犯罪や非行を繰り返さないために必要な知識と態度を身に付けるよう自己改善に取り組んでいます。

令和2年度には、大規模な施設改修工事も終了し、「学ぶ喜び 連なる絆 人を育む新たな大河」をスローガンとして新しいスタートをきりました。



データで見る喜連川少年院

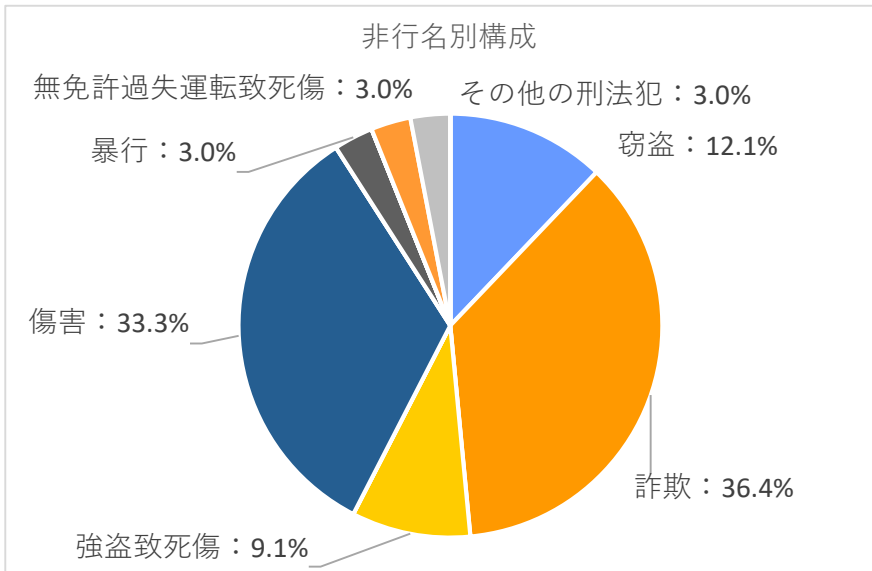
1 新収容人員の推移（過去10年間）



喜連川少年院に新たに入院することになった少年の数は、ここ10年減少傾向にある。

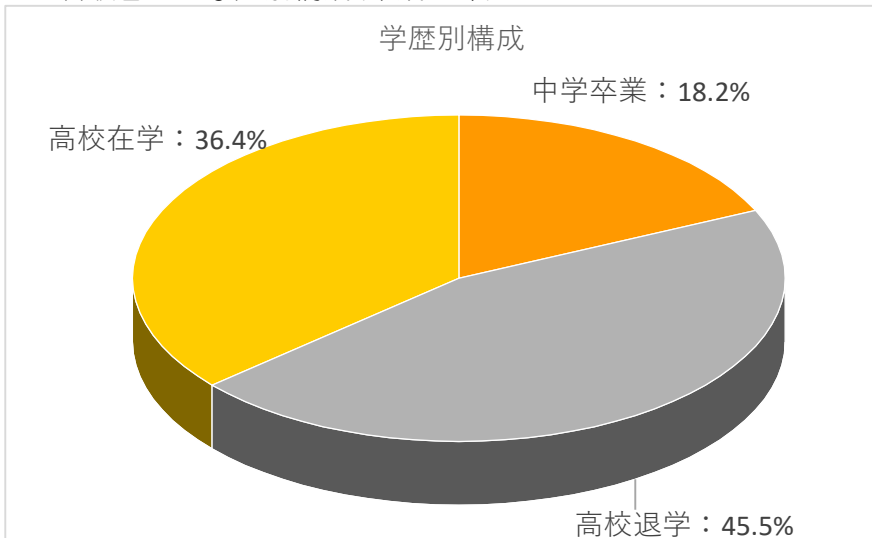
なお、平成30年については、リノベーション工事のため、収容調整を実施している。

2 新収容者の本件非行名別構成（平成30年）



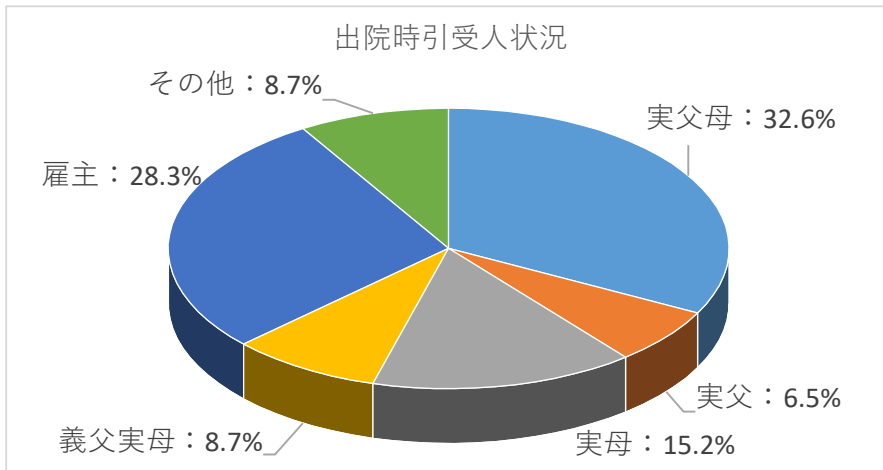
少年院送致の理由となった非行について、これまでは窃盗、傷害が多かったが、最近は詐欺が増えている。

3 新収容者の学歴別構成（平成30年）



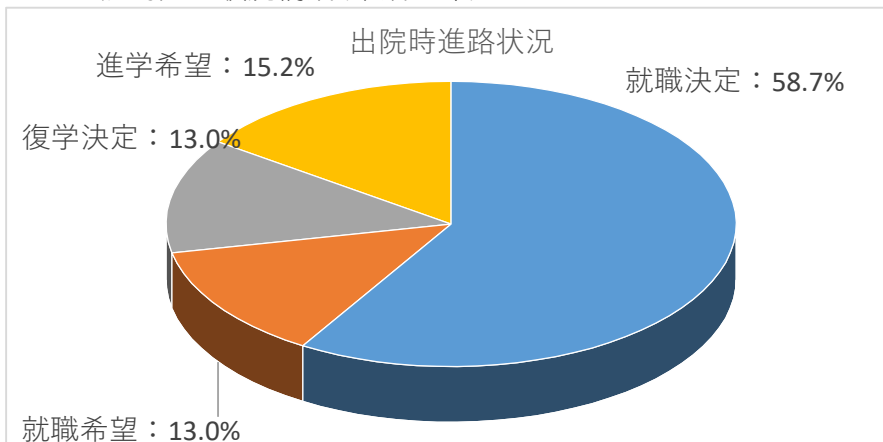
中学校卒業及び高等学校退学の者が約6割を超えており、総じて学歴は低い。

4 出院時引受人状況構成(平成30年)



出院者の約6割が家族を引受人としているが、残りの4割近くは雇主等が引受人となっている。

5 出院時進路状況構成(平成30年)



出院時に約7割の者が就職決定又は復学決定しているが、残りの3割の者が進路を確定していない。

6 平成30年高等学校卒業程度認定試験受験(結果)状況

受験者 総数	全科目合格者 (認定)数		科目合格者の合格科目数				不合格 者数
			1~3	4~5	6~7	8~9	
2	夏	1	0	1	0	0	0
6	秋	0	2	4	0	0	0

少年院においては、高等学校卒業程度認定試験を受験することが可能であり、毎年8月と11月に同試験を実施している。

7 平成30年免許・資格等取得状況

免許・資格名	受験者	合格者	合格率
小型車両系建設機械特別教育	21	21	100.0%
フォークリフト特別教育	27	26	96.3%
移動式クレーン技能講習	38	35	92.1%
玉掛け技能講習	32	31	96.9%
危険物取扱者乙種第4類	21	15	71.4%
アーク溶接適格性証明書	23	13	56.5%
半自動溶接適格性証明書	8	5	62.5%
アーク特別教育	21	21	100.0%
ガス溶接技能講習	24	24	100.0%

当院においては、出院後の就労生活に必要な免許や資格を取得するための教育指導を実施しており、それらの合格率は高い。

さくら市告示第 126 号

さくら市再犯防止推進計画連絡会議設置要綱を次のように定め、告示の日から適用する。

令和 2 年 10 月 20 日

さくら市長 花塚 隆志

さくら市再犯防止推進計画連絡会議設置要綱

(設置)

第 1 条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定し、当該計画の進行管理等を行うため、さくら市再犯防止推進計画連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、委員をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

2 委員は、別表第 1 に掲げる機関又は団体に所属する者及び市健康福祉部長並びに別表第 2 に掲げる機関、法人又は団体に所属する者をもって充てる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 連絡会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 前項の場合において、第2条第2号及び第3号に掲げる事務を行う場合の会議は、別表第1に掲げる機関又は団体に所属する者及び市健康福祉部長に限りこれを招集する。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 連絡会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴取し、必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 連絡会議の所掌事務を補佐するため、連絡会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、福祉課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第3に掲げる部署又は法人に所属する者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、会務を総理する。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(秘密保持)

第9条 連絡会議に関わる者は、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

別表第1（第3条関係）

番号	機関名、団体名又は職名
1	喜連川社会復帰促進センター
2	喜連川少年院
3	宇都宮少年鑑別所
4	宇都宮保護観察所
5	県地域生活定着支援センター
6	県就労支援事業者機構
7	塩谷保護区保護司会さくら支部
8	市更生保護女性会
9	塩谷地区 BBS 会
10	市健康福祉部長

別表第2（第3条関係）

番号	機関名、法人名又は団体名
1	矢板公共職業安定所
2	さくら警察署
3	市社会福祉協議会
4	市区長会
5	市民生委員児童委員協議会連合会

別表第3（第7条関係）

番号	部署名又は法人名	係名
1	総合政策課	プロジェクト推進係
2	総務課	人事係
3	財政課	財産管理係
4	生活環境課	生活安心係
5	福祉課	社会福祉係
6	福祉課	障がい福祉係
7	福祉課	生活福祉係
8	高齢課	介護保険係
9	高齢課	地域包括ケア推進係
10	高齢課	見守り福祉係
11	こども政策課	こども政策係
12	こども政策課	家庭支援係
13	健康増進課	健康増進係
14	商工観光課	商工振興係
15	建設課	管理係
16	学校教育課	学校支援係
17	生涯学習課	生涯学習係
18	市社会福祉協議会	地域福祉係、自立支援係

備考 市の職員は、当該係に所属する主査以上の者とする。

用語説明

え	SDGs(エスディージーズ)	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
か	改善更生	犯罪をした者や非行のある少年が、自己の犯罪の責任を自覚・反省し、犯罪や非行に至った要因となっている悪い点を改め、再び犯罪に及ぶことなく、社会生活を送ること。
	家庭教育オピニオンリーダー	家庭教育の指導者として研修を受けた子育ての先輩たちで、公民館などにおいて子どもの発育、家族のあり方などの家庭に関する相談を受けたり、学習会を開いたりしている。指導者養成研修は、栃木県において実施している。
	仮釈放	懲役又は禁錮の受刑者に「改悛(かいしゅん)の状」があるとき、刑期満了前に仮に釈放し、残刑期間が過ぎるまで、保護観察に付するもの。審理は地方更生保護委員会が行い、有期刑は刑期の3分の1が、無期刑については10年が経過している必要がある。「改悛の状」があると認められるためには、悔悟(かいご)の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められることが必要である。
き	起訴	公訴を提起すること。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審理を求める意思表示を内容とする訴訟行為。訴訟には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。
		【公判請求】 公開した法定における審理を求める起訴のこと。
		【略式命令請求】 被疑者の同意を得て、公判を開かず、簡易裁判所が書面審理で刑を言い渡す簡易な刑事手続によってなされる裁判を請求する起訴。一定額以下の罰金又は科料の刑を科す場合に限る。
		【即決裁判請求】 交通事件即決裁判手続は、簡易裁判所が交通の事件について、公判手続又は略式手続によらずに罰金又は科料の刑を科す特別な手続。
	起訴猶予処分	犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分。
	矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。	

け	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。
	刑の全部執行猶予	裁判所が刑を宣告したとき、刑の全部の執行を一定期間猶予し、猶予期間を無事に経過したときは、その刑を執行しないこととする制度。
	刑法犯	刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係るものは除く)のほか、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル件、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律及び人質による強要行為等の処罰に関する法律に規定する罪を犯した者。
	刑務所	主として受刑者を収容し、その者の資質及び環境に応じその自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るべく、矯正処遇(作業・改善指導・教科指導)を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設。
	検挙	犯罪について被疑者を特定し、検察官への送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げること。
こ	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。
	更生保護サポートセンター	保護司会が地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。
	更生保護女性会	女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体。
	拘置所	主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者(被疑者や被告人など)を収容する施設。
	子ども・若者総合相談センター「ポラリス☆とちぎ」	ひきこもり、ニート、不登校など様々な悩みや困難を抱える子ども・若者やその家族等からの相談に応じている。なお、ひきこもりに関しては、子ども・若者に限らず、どなたでも相談できる。
	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)に基づいた仕組み。
さ	再犯者	2度以上の刑法犯により検挙された者。
	再犯者率	検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるかを見る指標。
	再犯率	犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるかを見る指標。
	再犯防止推進法	再犯防止施策に関して、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることを内容とした法律。超党派の議員により検討され、平成28年12月に全会一致で成立。正式名称は「再犯の防止等の推進に関する法律」。

	再犯防止推進計画	平成30年度から令和4年度末までの5年間で政府が取り組む再犯防止に関する115の施策を盛り込んだ計画。平成29年12月に閣議決定された。5つの基本方針と7つの重点事項からなる。5年間ごとに検討・変更が加えられる。
	(刑事施設で実施する矯正処遇における)作業	刑事施設において受刑者に行わせる労務。作業は懲役刑の本質的要素であるとともに、規則正しい勤労生活の維持や勤労意欲の養成など積極的な効果が期待でき、改善更生や円滑な社会復帰を促進することを目的としている。物品の製作や労務の提供にあたる生産作業、ボランティアなど非営利事業に労務の提供を行う社会貢献作業、施設の運営や保守管理にあたる自営作業のほか、免許・資格の取得や知識・技能の習得にあたる職業訓練がある。 施設内の作業のほか、農場などの構外作業場で行うものや刑事施設以外の民間事業者には職員の同行なく通勤させる外部通動作業もある。
	再入率 (2年以内再入率)	各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう。(2年以内再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。)
し	児童委員	児童委員は民生委員が兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談を受け、関係機関へ繋ぐ役割を担っている。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
	児童自立支援施設	児童福祉法第44条に基づく児童福祉施設。 不良行為をし、又はするおそれのある児童および環境上の理由により生活指導等を要する児童が、児童相談所の措置により入所し、自立を目指す施設。
	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
	住居確保給付金	主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額(生活保護制度の住宅扶助額)を上限に実際の家賃額を原則3か月間(延長は2回まで最大9か月間)支給するもの。支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介業者等へ、市区町村から直接支払われる。
	住宅確保要配慮者	低所得者、被災者、高齢者、障がいのある人等、住宅の確保に特に配慮を要する方々のこと。
	住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者に対する支援制度。賃貸住宅の登録制度、登録住宅への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。
	就労支援事業者機構	経済界を中心として、経済団体や大手を含む幅広い企業、団体等の協力を得て、主として事業者の立場から刑務所出所者や少年院出院者等の就労を支援し、犯罪や非行のない安全で安心な社会の実現のために貢献することを目的とする組織であり、全国組織である全国就労支援事業者機構(認定特定非営利活動法人)と、各都道府県を単位(北海道は4か所)として全国50か所に組織されている就労支援事業者機構(特定非営利活動法人)が存在する。協力雇用主の開拓、刑務所出所者等を雇用する企業への助成などにあたっている。

	受刑者	懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている人。
	障がい者基幹相談支援センター	障がいのある方やその家族の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う。また、適切な支援を行うために、地域内において関係機関と連携し、その架け橋となる。
	障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用促進等に関する法律に規定されている事業であり、障がい者やその家族からの相談、障がい者を雇用している事業主からの相談に応じ、就業面・生活面の一体的な支援を行う機関。
	触法少年	14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年。
	少年院	家庭裁判所の決定を受け保護処分 of 執行を受ける者等を收容し、その改善更生や円滑な社会復帰を図ることを目的として、在院者の特性に応じた適切な矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
	少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。
	少年刑務所	少年受刑者や26歳未満の受刑者などを收容し、矯正処遇を行う施設。
す	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。
せ	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度。
	生活福祉資金	低所得者や高齢者、障がいのある人等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした、都道府県社会福祉協議会が実施する貸付制度。
	生活保護	給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保護しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした、生活保護法による制度。

	精神保健福祉センター	精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、都道府県における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えている。
	青少年センター	青少年育成を目的として、全国の市町村を中心に設置されている機関であり、いじめ・不登校・非行といった子どもや若者とその保護者が抱える悩みに対する相談活動をはじめ、非行や不良行為を行っている者に対する街頭補導活動、有害環境の浄化活動、各種イベントをはじめとする広報啓発活動、就労支援、居場所づくりといった活動が地域の実情に応じて行われている。
	セーフティネット住宅	更生保護対象者等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅。
た	ダルク	DARCとは、Drug(ドラッグ) Addiction(依存症、行動嗜癖) Rehabilitation(リハビリ) Center(施設)の頭文字をとってDARC(ダルク)といい、薬物依存症からの回復をサポートする施設。
ち	地域教育コーディネーター	学校や地域の教育関係(支援)団体・グループ等の要請に応じて、活動日程、内容、学習(支援)方法等について、ボランティアと受入れ側との仲介役となり連絡調整をする。また、地域の教育活動(青少年教育活動、家庭教育支援、伝統文化・芸能の継承、健康・体力づくり、安心安全の確保、生きがいづくり等)について学習機会を企画・立案し、地域や学校で大人と子どもが交流しながら学び合う機会をつくる。
	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
	地域生活定着支援センター	高齢又は障がいを有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス(社会福祉施設への入所など)を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う機関。
と	とちぎジョブモール	若年者をはじめ、中高年齢者や障がいのある方など、様々な求職者の方に対し、栃木労働局と連携して、総合的な相談やキャリアカウンセリング、職業相談から職場定着までをワンストップで支援する、栃木県が運営する総合的就労支援機関。
な	NA (ナルコティクス アノニマス)	薬物依存からの回復を目指す薬物依存者(ドラッグアディクト)の、国際的かつ地域に根ざした集まりで、2016年現在、世界139カ国以上で、毎週67,000回を越すミーティングを行っている。
に	入所受刑者 (新受刑者)	裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者。
	認知件数	警察等捜査機関が被害届などを受けて犯罪の発生を把握した件数。

は	犯罪をした者等	犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者。犯罪の嫌疑が無いという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者も含まれる。
ひ	BBS会	非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等(BBS運動(Big Brothers and Sisters Movement))を行う青年のボランティア団体。
	非行少年 (非行のある少年)	少年法が家庭裁判所の審判に付すべきとする犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称。
	微罪処分	刑事訴訟法第246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ること。
ふ	不起訴	検察官の行う終局処分のうち、公訴を提起しない処分のこと。不起訴処分の態様には、主に次のようなものがある。
		【訴訟条件を欠く場合】 被疑者が死亡したとき、親告罪について告訴が取り消されたときなど。
		【被疑事件が罪とならない場合】 被疑者が犯罪時14歳に満たないとき、被疑者が犯罪時心神喪失であったときなど。
		【犯罪の嫌疑がない場合】 被疑者が人違いであることが明白になったとき、又は被疑者がその行為者であるかどうか、若しくは被疑者の行為が犯罪にあたるかどうかの点について認定すべき証拠がないことが明白になったとき、又はこれらを認定すべき証拠が不十分なときなど。
		【起訴猶予】 被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときなど。
ほ	法務少年支援センター	少年鑑別所が、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組むにあたり使用している名称。
	保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
	保護観察官	心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と協働して、犯罪をした者や非行のある少年に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、更生保護における犯罪被害者等施策等に関する事務に従事する国家公務員。犯罪をした者や非行のある少年が社会の中で自立できるよう、彼らを取りまく地域の力を生かしながら、その再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行う「社会内処遇」の専門家。

	保護観察所	各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上伸、犯罪予防活動などの事務を行っている。 また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察などの事務もを行っている。
	保護観察対象者	<p>保護観察少年(家庭裁判所で保護観察に付された少年、20歳まで又は2年間の期間)</p> <p>少年院仮釈放者(少年院からの仮退院を許された少年、原則として20歳に達するまでの期間)</p> <p>仮釈放者(刑事施設からの仮釈放を許された人、残刑期間)</p> <p>保護観察付執行猶予者(裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人、執行猶予の期間)</p>
	保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動の更生保護に関する活動に従事。
み	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、主に担当地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、適切な行政機関等と繋ぎ、社会福祉の増進に努める方々である。「児童委員」を兼ねている。

さくら市再犯防止推進計画

発行:令和3年4月

編集:さくら市健康福祉部福祉課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地

TEL 028(681)1160

FAX 028(682)1305

E-mail fukushi@city.tochigi-sakura.lg.jp

